

【11月15日申請締切】物価高騰対応重点支援給付

金（調整給付）の申請はお済ですか？

令和6年度税制改正で行われる所得税・個人住民税の定額減税に伴い、減税しきれないと見込まれる方に対して、その差額を給付金として支給する調整給付金の申請は11月15日（金、必着）で締切となります。

該当者には8月下旬にご案内しておりますが、提出期限を過ぎた場合、給付は受けられないのでご注意ください。

また、申請にあたっては不備がないようご確認ください。

（例）支給確認書表面の署名欄の記載漏れ、本人確認書類等の添付漏れ等

給付金の概要については、広報ごうど9月号をご覧ください。

健康福祉課 福祉係